

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成29年
3月21日
(火曜日)

目 次

○規則

職員勤務時間及び休憩時間に関する規則の一部を改正する規則(人事課)……………

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則(障害者支援課)……………

建築基準法施行細則の一部を改正する規則(建築指導課)……………

○教委規則

山口県教育委員会事務局等職員の勤務時間及び休憩時間に関する規則の一部を改正する規則……………

○企業管理規程

山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程……………



職員の勤務時間及び休憩時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十一日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第八号

職員の勤務時間及び休憩時間に関する規則の一部を改正する規則

職員勤務時間及び休憩時間に関する規則(昭和二十八年山口県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

第五条各号列記以外の部分中「職員」の下に「(条例第三条第三項の規定により週休日を設けられ、及び勤務時間を割り振られた職員を除く。)」を加え、同条第一号中

「子」の下に「(条例第三条第三項第一号において子に含まれるものとされる者を含む。次号において同じ。)」を加える。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十一日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第九号

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十四年山口県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

第五十条第一項第一号、第二項及び第四項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第五十二条第一項中「指定放課後等デイサービス事業者」を「指定放課後等デイサービスの事業を行う者(以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。)」に改める。

第五十二条の次に次の一条を加える。
(情報の提供等)

第五十二条の二 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを利用しようとする障害児が、適切かつ円滑に利用できるよう、当該指定放課後等デイサービス事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならない。

2 指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス事業者について広告をする場合は、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

3 指定放課後等デイサービス事業者は、第五十三条において準用する第二十八条第三項の規定により、提供する指定放課後等デイサービスの質の評価及びその改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定放課後

等デイサービス事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

一 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

二 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況

三 指定放課後等デイサービスの事業の用に供する設備及び備品等の状況

四 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況

五 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況

六 緊急時等における対応方法及び非常災害対策

七 指定放課後等デイサービスの提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

4 指定放課後等デイサービス事業者は、おおむね一年に一回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第五十三条中「、第二十五条」の下に「、第三十九条」を加える。

第六十一条第一項中「第四十二条第二項を除く。」の下に「、第五十条第五項」を、「第一項を除く。」の下に「、第五十二条の二」を、「において」の下に「、同条第一項中「条例」とあるのは「条例第三十九条において準用する条例」と、「指導員又は保育士」とあるのは「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」とを加え、「（第三項、第六項第一号から第四号まで及び第七項を除く。）」を「第二項及び第四項から第六項（第一号から第四号までを除く。）までの規定」に、「あるのは、」を「あるのは」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の指定を受けている放課後等デイサービスに係る指定通所支援の事業を行う者及び改正前の指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第六十一条第一項において準用する改正前の規則第二章（第三条、第四条、第八条、第九条、第十二条、第十三条、第十四条ただし書、第二十五条、第二十六条、第二十七条第一項及び第四十二條第二項を除く。）、第五十二条（第一項を除く。）並びに第六十条（第三項及び第七項を除く。）に定める基準を満たしている放課後等デイサービスに係る基準該当

通所支援の事業を行う者については、平成三十年三月三十一日までの間は、改正後の指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第五十条並びに改正後の規則第六十一条第一項において準用する改正後の規則第五十条第五項及び第六十条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第十号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和五十九年山口県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二を削る。

第三十一条の表中

「第十六条の二の災害危険区域内の建築に関する認定申請書

」を削る。

別記第十一号様式の二を削る。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。



山口県教育委員会事務局等職員の勤務時間及び休憩時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十一日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第一号

山口県教育委員会事務局等職員の勤務時間及び休憩時間に関する規則の一部を改正する規則

山口県教育委員会事務局等職員の勤務時間及び休憩時間に関する規則（昭和三十六年山口県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第五条各号列記以外の部分中「職員」の下に「（条例第三条第三項の規定により週休日を設けられ、及び勤務時間を割り振られた職員を除く。）」を加え、同条第一号中「子」の下に「（条例第三条第三項第一号において子に含まれるものとされる者を含む。次号において同じ。）」を加える。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。



山口県企業管理規程第一号

山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十九年三月二十一日

山口県公営企業管理者 小松 一彦

山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局職員就業規程（昭和四十年山口県企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第十項中「第五項」の下に「第六項、第十二項、第十三項」を加え、同項を同条第二十三項とし、同条第九項中「第四項」の下に「第六項、第十二項又は第十三項」を加え、「第七項」を「第六項、第十二項、第十三項、第二十項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第八項中「第一号及び第二号に掲げる職員にあつては、職員の配偶者で第一号又は第二号に規定する子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして別に定める者に該当する場合における当該職員」を「第六項、第十二項又は第十三項の規定により週休日を設けられ、及び勤務時間を割り振られた職員」に改め、同項を第二十一項とし、同条中第七項を第二十項とし、第六項を第十九項とし、第五項の次に次の十三項を加える。

6 所属長は、次に掲げる職員（臨時的任用をされた職員及び第二十項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、第四項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障が

ないと認める場合には、同項及び第五項の規定にかかわらず、職員の申告を経て、一週間、二週間、三週間又は四週間のうち職員が選択する期間（以下「単位期間」という。）ごとの期間につき第四項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき第一項から第三項までに規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、週休日を設け、及び勤務時間を割り振るものとする。

一 子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び同法第六条の四第二項に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第一項に規定する里親であつて養子縁組によつて養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている当該児童を含む。以下同じ。）であつて、小学校就学の始期に達するまでのもの若しくは小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部に就学しているものを養育する職員又は配偶者等（次に掲げる者（ハ）に掲げる者（祖父、孫及び兄弟姉妹を除く。）及び二に掲げる者にあつては、職員と同居する者に限る。）をいう。以下同じ。）であつて、負傷、疾病若しくは老齢により二週間（別に定める場合にあつては一週間）以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものを介護する職員

イ 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号及び第十条第十号並びに別表第三において同じ。）

ロ 一親等の親族
ハ 二親等の親族

二 配偶者の父母の配偶者（配偶者の父母を除く。）
三 前号に掲げる職員の状況に類する状況にある職員として別に定めるもの
四 前項本文の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

7 第四項の規定による週休日に加えて設ける週休日は、単位期間をその初日から一週間ごとに区分した各期間（単位期間が一週間である場合にあつては、単位期間。

次号において「区分期間」という。)ごとにつき一日を限度とすること。

二 勤務時間は、一日につき四時間以上とすること。ただし休日(第六条に規定する休日を含む。)その他別に定める日(次項において「休日等」という。)については、七時間四十五分(短時間勤務職員にあつては、当該短時間勤務職員の単位期間ごとの期間における勤務時間を当該期間における第四項の規定による週休日以外の日の日数で除して得た時間)とするものとし、区分期間(前号の規定による週休日を含む区分期間を除く。)ごとにつき一日(次号において「特例対象日」という。)については、四時間未満とすることができるものとする。

三 月曜日から金曜日までの午前九時から午後四時までの時間帯において、休憩時間を除き、一日につき二時間以上四時間三十分以下の範囲内で所屬長があらかじめ定める連続する時間は、この項の基準により勤務時間を割り振る職員に共通する勤務時間とすること。ただし、特例対象日を定めた職員の当該特例対象日については、この限りでないこと。

四 始業の時刻は午前七時以後に、終業の時刻は午後十時以前に設定すること。短時間勤務職員に七時間四十五分に満たない勤務時間を割り振ろうとする日に係る第六項本文の規定に基づく勤務時間の割振りについては、別に定めるところにより、前項第二号(休日等に割り振る勤務時間に係る部分を除く。)及び第三号に定める基準によらないことができるものとする。

九 職員の健康及び福祉の確保に必要な場合として別に定める場合に係る第六項本文の規定に基づく勤務時間の割振りについては、別に定めるところにより、第七項第三号に定める基準によらないことができるものとする。

十 第六項の職員の申告は、前三項に定める基準に適合するものでなければならぬ。

十一 所屬長は、前項の規定による申告(以下この項から第十四項までにおいて単に「申告」という。)について、その事由を確認する必要があるときは、当該申告をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

十二 所屬長は、申告を考慮して第七項第一号の基準による週休日を設け、及び勤務時間を割り振るものとする。この場合において、所屬長は、できる限り、当該週休日及び勤務時間の割振り(申告どおりとなるよう努めるものとし、当該申告どおりに週休日を設け、及び勤務時間を割り振ると公務の運営に支障が生ずると認める場合には、別に定めるところにより週休日を設け、及び勤務時間を割り振ることができるものとする)。

十三 所屬長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定による週休日及び勤務時間の割振り又はこの項の規定により変更された後の週休日及び勤務時間の割振りを変更することができる。

一 職員からあらかじめ前項の規定により設けられた週休日及び割り振られた勤務時間の始業若しくは終業の時刻又はこの項の規定により変更された後の週休日及び勤務時間の始業若しくは終業の時刻について変更の申告があつた場合において、当該申告どおりに変更するとき。

二 前項の規定により週休日を設け、及び勤務時間の割振りを行い、又はこの項の規定により週休日及び勤務時間の割振りの変更を行った後に生じた事由により、前項の規定による週休日及び勤務時間の割振り又はこの項の規定による変更の後の週休日及び勤務時間の割振りによると公務の運営に支障が生ずると認める場合において、別に定めるところにより変更するとき。

十四 申告並びに第十二項の規定による週休日の設定及び勤務時間の割振り並びに前項の規定による週休日及び勤務時間の割振りの変更は、それぞれ申告簿及び割振り簿により行うものとし、申告簿及び割振り簿に關し必要な事項は、別に定める。

十五 第十二項の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振られた職員は、第六項第一号に規定する職員に該当しないこととなつた場合には、遅滞なく、その旨を所屬長に届け出なければならない。

十六 前項の届出は、状況変更届により行うものとし、状況変更届に關し必要な事項は、別に定める。

十七 第十一項の規定は、第十五項の届出について準用する。

十八 第十二項の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振られた職員が、単位期間の中途において第六項第一号に規定する職員に該当しないこととなつた場合における当該単位期間の末日までの間の週休日及び勤務時間の割振りについては、引き続き、その該当しないこととなつた直前に当該単位期間について設けられた週休日及び割り振られた勤務時間によることができるものとする。

第十九条第一項中「又は第七項から第九項」を、「第六項、第十二項、第十三項又は第二十項から第二十二項」に改める。

第十條第十号中「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を削る。

第十一條第一項中「次に掲げる者(第三号に掲げる者(祖父母、孫及び兄弟姉妹を除く。))及び第四号に掲げる者にあつては、職員と同居する者に限る。)」を「配偶者等」に改め、各号を削る。

第十一條の二第三項中「二時間(」の下に「第十條第七号に掲げる場合における休暇、」を加え、同條第四項中「範囲内(」の下に「第十條第七号に掲げる場合における休暇、」を加える。

附 則

この管理規程は、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月二十一日
印刷發行

發行人所

山口県知事
山口市